省令

○**総務省令第五十三号**

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、恩給給与細則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月二十三日

総務大臣　村上誠一郎

恩給給与細則等の一部を改正する省令

（恩給給与細則の一部改正）

第一条　恩給給与細則（昭和二十八年総理府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第十五号書式 扶助料転給請求書 下記扶助料権者の扶助料の停止期間中扶助料を転給されたく、証拠書類を添えて請求します。 総務大臣　殿 年　月　日 （フリガナ） 請求者氏名 扶助料権者氏名 停止事由 （次の該当する番号に○印をつけてください。） (1) 3年以下の拘禁刑又は令和4年改正前の刑法の懲役若しくは禁錮に処せられたこと。 (2) 1年以上所在不明であること。 (3) 60歳未満の夫であること。 請求者の公務員との続柄 現住所 郵便番号　□□□－□□□□ 都道府県 （電話番号　－　－　）	第十五号書式 扶助料転給請求書 下記扶助料権者の扶助料の停止期間中扶助料を転給されたく、証拠書類を添えて請求します。 総務大臣　殿 年　月　日 （フリガナ） 請求者氏名 扶助料権者氏名 停止事由 （次の該当する番号に○印をつけてください。） (1) 3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。 (2) 1年以上所在不明であること。 (3) 60歳未満の夫であること。 請求者の公務員との続柄 現住所 郵便番号　□□□－□□□□ 都道府県 （電話番号　－　－　）